

平成十四年七月八日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令案要綱

一 平成十四年七月八日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定すること。

二 当該災害に対し、次に掲げる措置を適用すること。

- 1 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- 2 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- 3 土地改良区等の行う湛水排除事業に対する補助
- 4 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- 5 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- 6 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- 7 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

政令第 号

平成十四年七月八日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害についての激甚災害の指定並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

次の表の上欄に掲げる災害を激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成十四年七月八日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害	法第三条から第五条まで、第十条、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置
備考 上欄の暴風雨とは、平成十四年台風第六号（同年六月二十九日に北緯五度東経百五十五度三十分において台風となった熱帯低気圧で、同年七月十二日に北緯四十四度十二分東経百四十四度六分	

において温帯低気圧となったものをいう。() によるものをいう。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理 由

平成十四年七月八日から同月十二日までの間の豪雨及び暴風雨による災害を激甚災害として指定するとともに、当該激甚災害に対し適用すべき措置として公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等を指定する必要があるからである。